

定 款

akippa 株式会社

2026 年 5 月 13 日 改正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、akippa株式会社と称し、英文ではakippa Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 駐車場に関連するインターネットサービスの運営
- 2 駐車場その他不動産に関する経営、管理、賃貸借、売買、運営、仲介及び運営受託
- 3 駐車場その他不動産に関するコンサルティング業
- 4 駐車場設備等に関する機器の販売、賃貸借及び管理
- 5 インターネットを利用した各種情報提供サービス業、通信販売業及び情報提供の仲介業
- 6 広告、映像、出版、その他のコンテンツに関する企画、制作、販売並びにこれらの受託及び代理店業
- 7 各種データの収集、分析及び販売業
- 8 各種イベント、セミナー、講演等の企画、興行、運営、仲介、情報提供、チケット販売、関連商品の製造及び販売、コミュニティ運営、それらの運営代行
- 9 小売店、飲食店等の出店、広告、運営に関するコンサルティング業
- 10 経営、マーケティング、営業等に関するコンサルティング業
- 11 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、13,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株

式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合

を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以下とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第47条 剰余金の配当が、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(電子提供措置等の効力発生日)

附則第1条 第14条(電子提供措置等)は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式(以下、「振替株式」という。)を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。